# (案)

滋賀県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の制 定について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)が施行されることに伴い、同法の規定に基づき、また障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に沿って、「滋賀県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を別添のとおり制定し、平成28年4月1日から施行することとしたから、通達する。

### 別添

### 第1 目的

この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)に即して、法第7条に規定する事項に関し、滋賀県警察の職員(臨時的任用職員及び警察事務嘱託員を含む。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 基本的な考え方

- 1 職員は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること及び障害者が自らの選択・決定に基づき、必要な支援を受けながら社会に参加する主体であることの認識に立って、滋賀県警察の事務又は事業を行うものとする。
- 2 職員は、対応要領第4及び第5に規定する事項が職務上の義務であることに留意し、日常の執務を通じて障害を理由とする差別の解消に取り組むものとする。

# 第3 定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。

(1) 障害 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。 以下同じ。) その他の心身の機能の障害(難病に起因する障害を含む。) をいう。

(2) 障害者 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な 制限を受ける状態にある者を指し、いわゆる障害者手帳の所持者に限 らない。

### 第4 不当な差別的取扱いの禁止

職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱い(以下「不当な差別的取扱い」という。)をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

# 第5 合理的配慮の提供

職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

#### 第6 所属長等の責務

- 1 所属長以上の職員にある者(以下「所属長等」という。)は、第4及び第5に掲 げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げ る事項を実施しなければならない。
  - (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を 深めさせること。
  - (2) 障害者及びその家族その他の関係者(以下「障害者等」という。)から不当な 差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等(以下「相談 等」という。)があった場合は、迅速に状況を確認すること。
  - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
  - (4) (2) に掲げる事項については、滋賀県警察警察安全相談取扱要綱(平成 13 年 滋賀県警察本部訓令第 5 号。以下「要綱」という。)及び滋賀県警察苦情取扱要 綱(平成 13 年滋賀県警察本部訓令第 20 号)の定めるところにより処理するこ

と。

2 所属長等は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ 適切に対処しなければならない。

# 第7 相談体制

- 1 障害者等からの相談等は、警務部警察県民センター及び警察署警務課の相談窓口において受理するものとし、要綱に基づき対応するものとする。
- 2 相談窓口においては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面 のほか、手紙、電話、ファクシミリ、電子メール等障害者が他人とコミュニケー ションを図る際に必要となる多様な手段を、可能な範囲で用意して対応するもの とする。
- 3 1の相談窓口に寄せられた相談等については、相談者のプライバシーに配慮し つつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 相談体制については、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

### 第8 研修・啓発

障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法の趣旨の徹底や 障害に対する理解を深めるために必要な研修・啓発を行うものとする。

# 第9 見直し等

- 1 対応要領は、技術や社会情勢の進展、事例の集積等を踏まえ、適宜、必要な見直し及び充実を図るものとする。
- 2 対応要領を変更するときは、必要に応じてあらかじめ障害者その他関係者の意 見を反映させるため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、変更後は遅滞なく これを公表するものとする。

# 1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所・時間帯等を制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けること等により、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる「積極的改善措置」)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い及び合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業 について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことであ り、職員は、これらの点に留意する必要がある。

# 2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと判断できる場合である。職員は、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者及び第三者の安全の確保、財産の保全、損害発生の防止その他の権利利益の観点に加え、滋賀県警察の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

また、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明 するものとし、理解を得るよう努めるものとする。

# 3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、以下アからオまでのとおりである。なお、上記2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断される。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例

示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

次のアからオまでの具体例は、不当な差別的取扱いに当たり得るものである。

- ア 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- イ 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- ウ 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- エ 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- オ 障害を理由に、事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、 来庁の際に付添人の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにも かかわらず、付添人の同行を拒んだりする。

#### 4 合理的配慮の基本的な考え方

(1) 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮とは、滋賀県警察の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことをいい、職員は、これらの点に留意する必要がある。

(2) 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況

に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、5のアからウまでに掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。職員は、合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、中・長期的なコストの削減・効率化の観点から、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮する。

(3) 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害及び 高次脳機能障害を含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の 家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人 を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、職員は、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合等、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めるものとする。

- (4) 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- (5) 職員は、滋賀県警察がその事務又は事業の一環として設置・実施し、事業者に

運営を委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、この訓令を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めるものとする。

# 5 過重な負担の基本的な考え方

職員は、過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下のアからウまでの要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。また、職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めるものとする。

- ア 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的・内容・機能を損なうものか否か)
- イ 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ウ 費用・負担の程度
- 6 合理的配慮の具体例

上記4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、上記5で示した過重な負担が存在しないこと を前提としていること及びこれらはあくまでも例示であり、記載されている具体例 だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

- (1) 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例
  - ア 段差がある場合に、車椅子・歩行器利用者にキャスター上げ等の補助をする、 携帯スロープを渡すなどする。
  - イ 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の 位置をわかりやすく教える。
  - ウ 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、 前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
  - エ 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
  - オ 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際に、別室の確保 が困難であった場合、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を 移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
  - カ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書

類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。

- キ 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難 しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやす く案内し誘導を図る。
- (2) 合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例
  - ア 筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション 手段を用いる。
  - イ 会議で使用する資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の 媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
  - ウ 視覚障害者に会議で使用する資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対 応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。
  - エ 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
  - オ 駐車場等で通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
  - カ 書類記入の依頼時に、記入方法等を障害者の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。障害者の依頼がある場合には、代読や代筆といった 配慮を行う。
  - キ 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに 具体的に説明する。
  - ク 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が 理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、 漢数字は用いない、時刻は 24 時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配 慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
  - ケ 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又聴覚に 障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけ るなどの配慮を行う。
  - コ 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行 うなど、可能な範囲での配慮を行う。
- (3) ルール・慣行の柔軟な変更の具体例
  - ア 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続の 順番を入れ替える。
  - イ 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た 上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。

- ウ スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い 席を確保する。
- エ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- オ 滋賀県警察が管理する敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- カ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある障害者の場合、緊張を緩和するため、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- キ 非公表又は未公表情報を扱う会議において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害者の理解を援助する者の同席を認める。